# 会 議 録

会議の名称	第1回 枚方市自殺対策計画審議会			
開催日時	令和 4 年 7 月 13 日(水) 開始時刻 10 時 00 分 終了時刻 11 時 30 分			
開催場所	第3分館(旧市民会館)3階 第4会議室			
出 席 者	会長:野田委員、副会長:小久保委員、 委員:上羽委員、千原委員、森委員、登委員、高田委員、福間委 員、古満委員、竹内委員			
欠 席 者	田代委員、多田委員、平林委員			
案 件 名	<ol> <li>会長及び副会長の選出について</li> <li>会議の開催について</li> <li>諮問</li> <li>枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)第2期の策定について</li> <li>今後のスケジュール(案)</li> <li>その他</li> </ol>			
提出された資料等の名	<ol> <li>枚方市自殺対策計画審議会の傍聴に関する取扱要領</li> <li>枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)中間評価報告書</li> <li>枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)中間評価報告書(巻末資料)</li> <li>『自殺対策に関する意識調査』について</li> <li>枚方市『自殺対策に関する意識調査』(案)</li> <li>「枚方市『自殺対策に関する意識調査』(案)</li> <li>「枚方市いのち支える行動計画(第2期)」策定にかかるスケジュール</li> <li>枚方市自殺対策計画審議会委員名簿</li> <li>枚方市附属機関条例</li> <li>自殺対策基本法</li> <li>自殺総合対策大綱(概要)</li> <li>(冊子)枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)</li> <li>(概要版)枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)</li> <li>(概要版)枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)</li> </ol>			

決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	枚方市保健所 保健医療課

# 審議内容

# 事 務 局

これから、第1回枚方市自殺対策計画審議会を始めさせていただきたいと思います。皆様方には、大変お忙しい中、委員の就任、並びに本会議にご出席、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます保健所の河田と申します。

本来であれば、市長より、委員の皆様一人ずつに委嘱状を手渡しさせていただくところではございますが、誠に恐縮でございますが、既に机の上に置かせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議につきましては、枚方市審議会等の会議の公開 等に関する規定、第3条第4項により、審議会の公開、または、 公表は、会議を公開すると定められておりますので、公開とし、 傍聴人が来られました時は、入場していただきます。

それでは、会議に先立ちまして、副市長の長沢よりご挨拶を 申し上げます。長沢副市長、よろしくお願いいたします。

#### 副 市 長

お世話になっております。副市長の長沢でございます。本来ならば、伏見市長のほうからご挨拶をさせていただくところでございますけれど、あいにく公務が重なっておりまして、私のほうからご挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、枚方市自殺対策計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員のご就任にあたりましては、格別のご高配をいただきまして、この場をお借りして、御礼を申し上げます。

さて、我が国の自殺対策につきましては、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、社会の問題として広く認識されるようになりました。平成 28 年には、法改正により、誰も自殺に追い込まれることがない社会の実現を目指し、自殺対策が、生きることの包括的支援として実施されることが基本理念に明記されるところに、誰もがそのために必要な支援を受けられるよう、全ての市町村において、自殺対策政策を策定することとなりました。

これを受けまして、本市も、当自殺対策計画審議会の委員の 皆様方に、ご尽力いただきまして、平成 31 年に自殺対策計画 として、枚方市いのち支える行動計画を策定し、自殺対策を推 進しているところでございます。

昨今は、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、大き

な社会状況の変化があったことから、保健、医療、福祉、教育、 労働など、関連施策との重複的なつながりがより一層求められ ております。本市におきましても、家庭や学校、職場、民間団 体などと連携し、地域全体で生きることの包括的支援の実現に 向け、引き続き自殺対策を推進していく所存でございますの で、皆様におかれましては、ぜひ、活発なご審議をよろしくお 願いいたします。

後ほど改めて、枚方市自殺対策計画の策定について、諮問を させていただきますが、本計画は令和5年度中の策定を目指 し、本年9月には、市民を対象に自殺対策に関する意識調査を 実施する予定でございます。

皆様には大変ご苦労をおかけするかと思いますが、ご理解、 ご協力いただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶と させていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたしま す。

# 事 務 局

どうもありがとうございました。それでは、案件に入ります前に、初めての会議になりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。名簿をお渡ししております、参考資料①にあります。あわせてご確認ください。

兵庫教育大学大学院の野田哲朗委員でございます。

大阪弁護士会小久保哲郎委員でございます。

枚方市薬剤師会の上羽敏明委員でございます。

枚方市小学校長会の千原正敏委員でございます。

枚方市立中学校長会の森隆裕委員でございます。

枚方市内高等学校等連絡会の登聡子委員でございます。

北大阪商工会議所の高田研一委員でございます。

枚方市民生委員児童委員協議会の福間眞智子委員でござい ます。

枚方市社会福祉協議会の古満園美委員でございます。

枚方地区人権擁護委員会の竹内由紀子委員でございます。

それから、枚方市医師会の田代委員、枚方市病院協会の多田 委員、枚方公共職業安定所の平林委員につきましては、ご欠席 と連絡をいただいております。

続きまして、枚方市の出席者を紹介させていただきます。副 市長の長沢秀光でございます。

#### 副 市 長

よろしくお願いいたします。

事 務 局

保健所長の白井 千香でございます。

保健所長

白井です。よろしくお願いします。

事 務 局

その他、当審議会に関係課長、事務局に出席していただいて おります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、案件に入ってまいりたいと思いますが、初めての会議であり、議事の進行を行う会長が決まるまでは、事務局のほうで進行させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、案件1、会長及び副会長の選出について、に入ります。参考資料②の枚方市附属機関条例をご覧ください。本審議会は、枚方市附属機関条例に基づく附属機関です。条例第4条につきまして、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が必要と認めるときには、指名により定めることができるとあります。会長の選出につきましては、委員の皆様のご承諾が得られたら、事務局のほうから、案を提示いただきたいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか?

# ○ (「異議なし」の声)

事 務 局

ありがとうございます。それでは、精神科医師であり、自殺対策について、現在、兵庫教育大学客員教授として活躍されております野田哲朗委員にお願いしてはどうかと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。よろしければ、拍手を持って、ご承認いただければと思います。

#### ○ (一同拍手)

どうもありがとうございます。それでは、当審議会の会長は 野田委員にお願いいたします。野田委員、どうぞ、前の会長席 のほうへお願いいたします。

それでは、野田会長のほうから、ご挨拶お願いいたします。

会 長

ただいまご紹介に預かりました野田でございます。僭越でございますが、会長を務めさせていただきます。つきましては、この枚方市いのち支える行動計画、平成30年ですね。委員の

皆様方と事務方の皆様方の努力で立派な計画を作っていただきました。そして、伏見市長にも答申させていただきましてありがとうございます。あれからもう、4年ですね。あと5年に向けて、また新たにこの行動計画を見直し、委員の皆様方のご協力を得て、また事務方皆様の努力を得て、よりいいものを作っていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、副会長の選出ですが、附属機関条例において、必要と認められるときは、会長が指名により定めることができるとなっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ (「異議なし」の声)

会 長

ありがとうございます。

それでは、副会長に、前回も副会長を務めていただきました 小久保哲郎委員を指名させていただきたいと思います。小久保 委員、どうぞよろしくお願いいたします。副会長席にご移動お 願いいたします。

副会長

ただいま副会長に選任いただきました弁護士の小久保と申 します。よろしくお願いします。

私は、枚方市さんは残念ながら連携していただけてないのですけれども、大阪弁護士会で、生活困窮者の窓口と連携しての法律相談事業をしています。その中で、コロナ禍の進展とともに、相談が本当に増えていて、特に中間層も含めて、多重債務、あるいは家庭の不和等で、大変困難な状況に陥っているということを切実に感じています。

特に社会福祉協議会の特例貸付を、300万世帯以上が借りておられて、これが、来年の1月から償還が始まるということですので、その後、本当に大変なことになるのではないかと危機感も感じているところです。これから、生活困窮の部門、生活保護の部間、そして、この自殺対策の部間、そういういろんな役所の部間が、連携をして、生活に困っている方、困難を抱えている方の生活を支えていくということは、本当に切実に必要とされてくるのではないかなと思いますので、この審議会の取り組みが、そういう一助になればいいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

会 長

どうもありがとうございました。では、次第に沿って、進めてまいりたいと思います。案件2「会議の開催について」に入ります。事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局

はい、ご説明いたします。本会議の公開、非公開の取り扱い 及び、会議録の作成について、当市におきましては、枚方市附 属機関条例及び枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程、 第3条において、審議会の会議は公開するとされております。 先ほどご覧いただきました附属機関条例の次に、枚方市審議会 等の会議の公開等に関する規程というのを置かせていただい ておりますのでご参照ください。

そちらの第3条に、法令等の規程により非公開とする会議、 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる ことに関する審議等を行う会議、公開することにより、公正か つ円滑な審議等が著しく阻害され、その目的を達成することが できない会議のいずれかに該当する場合は、審議会の決定によ り、非公開とすることができるものとされております。また、 会議録につきましては、審議の経過がわかるように、発言者及 び発言内容を明確にして記載することとされております。

以上のことから、公開、非公開、ご議論いただければと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局から説明がありました本審議会につきましては、非公開とできる事項に該当しないことから、公開とさせていただき、今後の審議の内容により、必要な場合には、非公開としたいというふうに考えております。また、会議録についても、発言された委員の氏名、公開するということでご異議ございませんでしょうか?

○ (「異議なし」の声)

会 長

では、ご異議等ございませんので、本審議会は公開とさせていただきます。お手元に資料1として、枚方市自殺対策計画審議会の傍聴に関する取り扱い要領が配布されております。会議の傍聴についての取り扱いはこちらに記載されているとおりとすることで、ご異議ございませんでしょうか?

# ○ (「異議なし」の声) 숲 長 それでは、本要領のとおりといたします。傍聴席の方に入室 していただいてください。傍聴の方、いらっしゃらないという ことですね。はい。本日いないということでございます。あり がとうございました。 では、引き続きまして、案件3について、事務局から説明を お願いいたします。 はい。その前に、本日の委員の出席状況についてご報告させ 事 務 局 ていただきたいと存じます。委員13名中10名の出席をいただ いておりまして、委員の過半数に達しておりますので、枚方市 附属機関条例第5条第2項に基づき、本会議は成立しているこ とをご報告させていただきます。 続きまして、案件3につきまして、事務局から説明させてい ただきます。案件3につきましては、諮問でございます。本市 の自殺対策計画策定に際しまして、市長から、この審議会に諮 問し、審議会にて、調査、審議いただき、答申を受けることと なっております。 それでは、副市長、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、枚方市自殺対策計画審議会 野田哲朗会長に諮問 副 市 長 をさせていただきます。 枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)第2期の策定 について諮問。 表記の件につきまして、枚方市附属機関条例第1条第2項の 規定に基づき、下記事項について、貴審議会に諮問いたします。 諮問事項 枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)第 2期の策定について。令和4年7月13日 枚方市長 伏見隆。 どうぞよろしくお願いいたします。 事 務 皆様のお手元にも諮問書の写しをお配りしておりますので、 局 ご参照ください。 それでは、野田会長、以降の会議進行、引き続きよろしくお 願いいたします。 ただいま、長沢副市長から、枚方市自殺対策計画の策定につ 会 長

いての諮問書をいただきました。この審議会で、自殺対策計画

策定に関する調査、審議を行っていきたいと考えておりますので、皆様、ご協力をいただきますようにお願いいたします。

それでは、長沢副市長は、他の公務により、ここで退席されます。

副 市 長

よろしくお願いいたします。

会 長

では、案件4「枚方市自殺対策計画(第2期)策定について」 の①、「枚方市いのち支える行動計画(枚方市自殺対策計画) 中間評価報告書について」、事務局から説明お願いいたします。

事 務 局

保健医療課長の吉田でございます。よろしくお願いいたしま す。

案件に入ります前に、改めて資料の確認をさせていただければと思います。まず、本日の次第でございます。それから、次に①枚方市自殺対策計画審議会の傍聴に関する取扱要領、先ほどご覧いただいたものでございます。それから、資料2の1、枚方市いのち支える行動計画(自殺対策計画)の中間評価報告書。同じく、それの巻末資料ですね。中間評価報告書の巻末資料、横長になっております。③-1、自殺対策に関する意識調査について。A4横の資料になっております。資料③-2、枚方市自殺対策に関する意識調査(案)、こちら、すみません。次第のほうで、「案」となっておりますけれども、実際の資料については「素案」というふうになっております。資料④、枚方市いのち支える行動計画第2期策定にかかるスケジュール。そこまでが本資料となっております。

その他、参考資料①といたしまして、自殺対策計画審議会の 委員名簿、参考資料の②といたしまして、枚方市の附属機関条 例、参考資料の③といたしまして、自殺対策の基本法、④とい たしまして、自殺総合対策大綱の概要でございます。

その他、冊子といたしまして、枚方市いのち支える行動計画の冊子と、その概要版、それから、リーフレットのいのちを支える相談窓口、それだけの資料を配布させていただいておりますけれども、過不足等ございませんでしょうか?

それでは、資料につきまして、順にご説明をさせていただきたいと思います。①枚方市いのち支える行動計画(枚方市自殺対策計画)中間評価報告書についてご説明申し上げたいと思います。資料2-1をご覧いただければと思います。

まず、1ページをご覧ください。先ほど、長沢副市長からも ございましたけれども、自殺対策基本法の改正に基づき、自殺 対策計画を策定しておりまして、31年3月、枚方市いのち支え る行動計画という名称で策定させていただいております。

これまでの取り組みの振り返りと評価、今後の取り組みの確認のために、中間評価を行ったものでございます。計画期間は5年間ということで、平成31年、令和元年度から令和5年度までの5年間でございます。中間評価につきましては、そこの下の、1ページの下の表のような流れで、中間評価を行っておりまして、最終的に、令和3年度の末に、中間評価報告書を策定させていただいております。

それでは、資料の3ページをご覧ください。少し飛んでおりますけれども、自殺死亡率の推移等が掲示されておるかと思います。策定年となる平成31年、令和元年におきましては、計画に沿った事業を進めまして、自殺死亡率も減少しておりましたけれども、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などによりまして、全国的に自殺者の増加が見られております。国、大阪府、枚方市における自殺死亡率をみましても、三者とも増加の傾向が見られているところでございます。

次に、資料の4ページをご覧いただけますでしょうか。(2) の自殺者数の年齢別割合でございます。平成31年、令和元年、 上の表と、令和2年の下の表を比較いたしますと、60代以上の 高齢者の層の割合が大きく増加していることが見てとれるか と思います。

次に(3)の自殺原因動機別自殺者数につきましては、これも表、2つございまして、令和元年と2年の比較になりますけれども、動機につきましては、健康問題に加えまして、やはり、経済、生活問題の数が増加しているかなというところでございます。特に女性におきましては、健康問題、一方、男性におきましては、経済、生活問題の数が増加しているという状況がございます。

資料5ページの職業別割合、職業別自殺者数割合につきましてですが、これも、令和元年、令和2年、比較いたしますと、被雇用者、勤め人、年金、雇用保険等生活者、その他の無職者の割合というのが増加しているというのが見てとれます。一方、学生とか生徒数の割合というのは減少しているという状況でございます。

資料6ページ以降は、指標ごとの達成状況を順に掲載させていただいておりまして。ここ、かなり飛びますが、最終的には、総括といたしまして、最後から2つ目のページですね。22ページに総括、そして、まとめさせていただいております。特に計画策定当初と、社会状況、大きく変化していることでございますとか、令和元年から令和2年にかけて、自殺動向の違いなどまとめた内容は、この四角の囲みの中に記載されているということでございます。

簡単にまとめさせていただきますと、令和2年の本市の自殺者数というのは53人となりまして、令和元年より17人増加しているという状況です。特に女性の方が22人ということで、12人増加したという状況でございます。

本市の自殺者数の年齢別割合につきましては、20 代から 30 代の若年層については、大きく変化していない一方で、60 代以上でやはり増加傾向が見られるということがわかっております。特に増加傾向のみられましたのが、60 歳以上の女性ということでございます。

それから、自殺者の原因、動機につきましては、健康問題に加えまして、経済・生活問題の割合が増加していると。女性につきましては、健康問題、男性は経済・生活問題の割合が増加しているというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

改めて、自殺者の職業別割合につきましても、被雇用者、勤め人の方、あるいは、年金、雇用保険等生活者の方、その他の無職者の割合が増加と。特に女性につきましては、全ての項目で増加している。一方で、学生、生徒等の割合は減少しているということでございます。

これらを踏まえて、考察した上で、資料 23 ページにある 4 点について、優先的に取り組むこと、というふうにしております。隣の 23 ページです。今後の優先的取り組みについてということで、1つ目は基本施策 4、住民への啓発と周知に関するものでございます。様々な年齢層に対しまして、今まででしたら、リーフレットの配布など行ってきたところですけれども、ホームページでありますとか、SNS による発信など、様々な媒体を活用しながら、必要とされる情報について、より適切につながることができるよう取り組んでいくと、そういうことを謳っております。

そこの2つ目が、重点施策1、中高年者への支援に関するものでございます。中高年者が抱えがちな心身の健康問題や家庭

問題につきまして、適切なニーズの把握、あるいはニーズに沿った課題解決を目標とした連携を構築していくこと、連携していこうということを謳っております。

それから、3つ目ですけれども、重点施策2、子ども、若者への支援に関するものでございます。小中高生の親世代を取り巻く雇用、経済状況の変化というものが、やはり、若者への影響を与える可能性があるということから、子どもが SOS を出しやすい環境整備、連携強化に向けて、教育委員会等、福祉の連携、そういうものを強化しながら対応していくということが謳われております。

最後に4つ目ですけれども、重点施策3、経済問題に関わる 取り組みに関するものでございます。引き続き、生活に困窮し ている市民への周知、あるいは支援、関係各課等の連携強化を はかりまして、相談者が抱える複合的な課題について、関係機 関、関係部署等、情報共有を行って、それぞれ役割について協 議して、連携強化していくということが謳われております。以 上が昨年度に行われた中間評価の内容になります。

このたび、令和4年度から5年度にかけまして、第2期計画の策定を行うにあたりまして、これらの上記4点の取り組みを進めていくということになろうかと思いますけれども、この令和4年度につきましては、市民対象に自殺対策に関する意識調査を実施して、その結果を踏まえて、令和5年度に本格的な計画策定作業を実施していきたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がありました枚方市いのち支える行動計画(枚方市自殺対策計画)中間評価報告書について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ちょっと質問なのですが、23ページの一番上に基本施策4と 振っておりますが、これは、何か意味があるのですか?

事 務 局

事務局、保健医療課、宮本と申します。これに関しましては、 元々基本施策が4つ、重点施策が4つあるうちの4つをピック アップしたという形になりまして、基本施策に関しては、4つ 目が、今回の優先的に行う事項として取り上げたということに なりますので、決して、その基本施策1、2、3が必要ではな いというわけではないのですが、優先的取り組み4項目の最初 に並んでいるという形になります。

会 長

ありがとうございます。他、委員の皆様方、ご質問、ご意見 ございませんでしょうか。はい。小久保委員、お願いします。

小久保委員

ありがとうございます。小久保です。

基本的に、方向性はいいと思います。私、コロナ禍に入って2020年の4月から、2か月にいっぺん、ずっと電話相談会を、有志の弁護士とか社会福祉士とかとやっているのですが、電話という特質もあって、高齢者の方からの相談がすごく多いんです。低年金、無年金の方で、コロナで仕事を失っていっているという方の相談が非常に多いので、この高齢者の自殺が増加しているという傾向は、肌感覚が合うなと思っています。

あわせて、生活に行き詰まった方に生活保護を勧めても、生活保護だけは絶対に受けたくない、死んでも受けたくないというような、生活保護に対する強い忌避感を持っている方が非常に多くて、それをどうやって、説得というか、生活保護につなげるのかというのが、けっこう苦労しているところです。

そういう意味で、この基本施策の4で、住民への啓発、周知、 重点施策3で、経済問題に関わる取り組みということがあるの ですが、中でも、生活保護の制度の活用、そして、それにつな げるための啓発というのは、特に重視してやる必要があるので はないかなというふうに思っています。そのあたり、ぜひ、反 映していただければなということと、あわせて、枚方市のほう で、そういう生活保護の活用や周知に向けて、取り組んでおら れることがあれば、教えていただければなというふうに思いま す。

会 長

ありがとうございます。そのあたり、いかがでしょうか。

事 務 局

はい。今、ご指摘がありました、生活保護が本来受けられるにも関わらず、生活保護を受けずに我慢しておられるという方もたくさんおられるというのが事実ですので、今、おっしゃられたように、周知方法といたしましては、生活保護というのは、国民の全てが受けられる権利ですというしおりを作りまして、各支所であったり、関係機関に配布したり、ポスターを張って周知しているところです。

また、漏れがないように、健康福祉総合相談窓口というのが、 近年、開設されまして、そちらのほうの生活相談があった場合 においても、生活保護が必要であれば、連携してつないでいる ところですので、現在においては、漏れがないように努力して いるところです。

会 長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

副会長

ありがとうございました。生活保護の申請は国民の権利ですというポスター、私もホームページで拝見して、すばらしいと思います。ぜひ、本当にいろんなところに目立つように張っていただければというのと、あと野洲市なんかは、回覧板に入れて、全戸配布しているみたいです。なので、そういう方法とか、あるいは市政だよりとかそういうものに載せるとか、そういうことも含めて、ぜひ前向きに検討していただければなと思います。

会 長

よろしくお願いいたします。それでは、他、ご質問ないでしょうか? ご意見。はい、どうぞ。上羽委員、お願いいたします。

上羽委員

すいません。私、不勉強だったらごめんなさい。ちょっと教えていただきたいのですが。私の患者さんではちょっと見えないのですが、訪問看護師さんなんかのお話を聞くと、ヤングケアラーが、表面に見えないのですが、お家に入ったら大変なことになっているというお家をちょこちょこ見ることがあると聞いています。

ヤングケアラーにあたる方々が声を上げる場所というのが、なかなかないように思いまして。枚方市で、どこか、たとえば、ご高齢の方だったら地域包括支援センターというところがあるかと思いますが、若い子が民生委員さんに頼るというのもなかなか。結局、家の中で、一人で抱え込んでいるという子がけっこういるような話を聞いたりするのですが。そういった子たちへの情報提供というか、何かございますか?

会 長

いかがでしょうか。ヤングケアラーに対しまして。

事 務 局

はい。ヤングケアラーの関係につきまして、昨今、報道とか

にございまして、本市のほうでも、ちょうど、この年度はじめから、小学校5、6年生、中学生1、2、3年生にアンケートをさせていただきまして、あくまでも強制ということじゃなくて、できればということで、また、子どもの生活実態の調査ということで、本人がヤングケアラーであるとか、あるいは周りがヤングケアラーがというような言葉で、レッテル貼りのようにならないような形で配慮して、アンケートさせていただきまして、その中で、アンケートの最後に、困りごとがあったら、こういった相談窓口があるよということで、教育委員会の窓口であるとか、子ども見守り室であるとか、そういったところの電話番号を案内し、相談できるよというようなことを、させていただいたところでございます。

会 長

上羽委員、よろしいですかね。他、どうでしょう。ご質問、 ご意見、ございませんでしょうか。

このあたりはどうでしょう。自殺が、残念ながら、コロナで増えてまいりまして、特に女性と児童、生徒で増えていると全国的にはなっており、枚方市でそういう現象は見られていないということですが。そのあたり、何か分析されていらっしゃいますでしょうか?

事 務 局

事務局です。先ほど中間報告でもお話をさせていただきましたように、令和2年度に関しましては、高齢者の方が多く、特に女性の高齢者の方が突出して増えてしまっておられた状況です。令和3年度につきましては、いわゆる若年層、10代の方に関しては、ほぼ横ばいであったのですが、令和3年度に関しては、どの年齢層も微増をしているという状況になりまして、今、おっしゃられておられたコロナの影響というのは、いろいろな分野に波及し始めているのではないかなと思っています。

今回、中間評価をさせていただいた時は、2年度までのデータで評価をしているというところもあるのですが。令和3年度のデータというのも、年度で出しますので、どうしても、確定値出てくるのが春以降になりますので、そのデータも見ながら、ちょっと改めて分析をかけていかなければならないというところでの、暫定の話にはなります。全年齢層で増えてきているというところに、やはり、いろいろなものが絡み合ってきてしまっているのかなというところで、この優先事項を優先させながら、どのようにより具体的なものを持っていったらいいの

かなというのが、天秤を掛けながら、考えておるという次第に なります。

なので、これが原因だという、すごくスポット的な原因というのは、まだ解明はできていないというのが、事実ですけれども、全国であるとか、大阪府の増え方と、少し違う形であるというのは、特徴の1つかなと思います。

会 長

どうもありがとうございます。子どもの命は、とりわけ守っていきたいなというふうに、委員の皆様方もそうだと思われていると思いますが。今日、小学校長会、中学校長会、小学校長会の委員の方、いらっしゃいますが。

千 原 委 員

すいません。失礼します。小学校長会の千原でございます。 中間報告書の 23 ページの重点施策2のところの最後のとこ ろにも書いていただいているのですが、教育と福祉の連携の強 化というところは、やはり、今、本当に一番重要視されるとこ ろかなと思っております。

そういった意味でも、昨年度から、子どもの育ち見守りセンター、今年度は、見守り室ですかね。で、取り組んでいただいているスクールソーシャルワーカーの配置、これは非常に学校現場のほうでも活用が進められているところですので、こういった、スクールソーシャルワーカーを核にして、教育と福祉の連携を強化していく中で、ここにも書かれています、これは、保護者の方の状況、なかなか学校だけでは対応が難しいところについても、そういったスクールソーシャルワーカーの専門的な知見を生かして、助言をしていただいて、然るべきところにつないでいただく。そういったことにもつながっていきますので、こういった取り組みは、本当に大事なのかなと感じております。

森 委 員

中学校長会の森でございます。私は、日頃から子どもたちの様子を見ておりまして、子どもを通して、大人の世界といいますか、保護者の様子などにも、気づくことがあります。その中で、子どもだけの視点ではなく、保護者が絡んだ大きな視点で捉えていく必要があると考えます。ヤングケアラーの問題も子どもが苦しいということは、保護者も苦しい状況にあり、保護者の支援も必要だと考えます。しかし、学校では、保護者の支援等については限界があり、子どもありきの視点で子どもの小

さな変化を見ております。

子どもの自殺の問題もクローズアップされておりますが、学校では、日頃から子どもたちに声をかけて、しっかり食事をしているか、虐待を受けていないかなど、小さな変化を見逃さない視点を持つことを心がけています。

その中で保護者と連絡、連携を図っていますが、直接意見を 言っていただける保護者の方がおられる反面、なかなか意見を 言っていただけない方もおられますので、その際は、関係諸機 関等と連携して、取り組んでいます。

具体には、子どもの育ち見守りセンター、大阪府中央子ども 家庭センター、枚方市保健所や学校に配置されていますスクー ルカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する中 で、学校のできること、関係諸機関等にお願いすること、また 協力して行うことなど、役割分担する中で個々に応じた対応を 行うことが、重要な点であると捉えております。

以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。いいですか。はい、どうぞ。

福間委員

民生委員の福間です。よろしくお願いします。今のお話の中で、枚方市の民生委員協議会のほうで、ヤングケアラーということも課題に出て、研修も皆さんでしております。その中で、今、先生おっしゃったように、見つけると言ったらおかしいのですが、見出すのは難しいです。ヤングケアラーの場合は。お子さんが、日常の変化を地域の中で感じ取る、民生委員は地域の中ですので、感じ取るというのは、やはり、学校の先生がいちばん変化を感じておられるかな。不登校とか、遅れてくるとか、そういう子どもさんの様子を見ながら、私たちが、また情報をいただいて、そこの家庭に入っていけるなら、ちょっと覗かしていただくということで、今すごく、課題になっております。民生のほうでは。

高齢者問題のほうはすごく校区差があるのですが、やはり、 貧困者の支援、それは、社協さんのほうの窓口に行っていただ くなど、先ほどおっしゃったように、生活保護ありますよ、と いうことを提案させていただいても、やはりそこにすっと来ら れる方と、拒否される方がおられます。やはり高齢の方で、特 に多いです。ちょっと民生には関わりたくないと、何かお考え があるのか。そういうことで、いろいろお勧めする中で、難し い点が多々あります。

やはり、見守る中で、そういういろいろな支援が、市役所、 CSW さん、地域包括支援センターもありますが、CSW さんは、 幅広く、いろいろご相談に乗っていただけるので、民生委員と しては、いろいろ役立っていらっしゃる場所です。はい。

会 長

どうもありがとうございます。何かお聞きしておりますと、 高齢者の方が SOS を出しにくいということですかね。

福間委員

そうですね。先ほど言いましたように、地域で温度差があるというところで、気安くお話を聞いていただく方と、やはり、ちょっとプライドなのでしょうかね。なんかをお持ちの方は、もうとことん我慢なさるという形があります。でも、そこで、やはりどうしてもだめだなというお話を聞いた時には、ちょっと遅かれ、危機というような結果になる場合もあります。それは、自殺には直接関係はございませんが。やはり、孤独死とか孤立死につながっていくような実例はございますね。

会 長

どうもありがとうございます。では、登委員、お願いいたします。

登 委 員

失礼いたします。高等学校等連絡会の登と申します。私ども、 府立の高等学校なので、枚方市の生徒さんだけではないですけれども。最近、ヤングケアラーだけではなく、特に家族の誰かをケアしているわけじゃないけれども、親から、世話してもらえなくて、孤立している生徒というのがちょこちょこ出てきておりまして。福祉のほうに相談したいというのはたくさんあるのですけど。やっぱり生徒一人で相談にもできない、親には言わないでほしいというところもたくさんあります。

なので、市町村の学校、私立の学校だったら、中学校までと 高校とまたちょっと違う部分がありまして、私どもも、なるべ く市との連携ももっと強く持っていきたいなというのは、この 数年強く思っていたところで、また勉強させていただいて、枚 方市とも、他の市町村とも連携を持てたらいいなと思っており ます。

やっぱり高校生の年代になると、受けられる支援も少なくなっているかなというのは、実感しておりまして。たとえば、子ども食堂とかもたくさん調べてみるのですが、高校生以上はお

金が掛かってしまうとか、そういうところがちょっとあるかなと思います。

自殺願望を持っている生徒も、やはりちょっと増えてきておりまして、実際、そういう行動を取ってしまう子もおりますので、この施策にも期待しているところがありますので、またよろしくお願いいたします。

会 長

どうもありがとうございます。では、竹内委員、お願いいたします。

竹 内 委 員

はい。人権擁護委員の竹内です。重点施策の子ども、若者の支援のところに、子どもが SOS を出しやすい環境整備についてのところですけれども。法務局のほうから、各小中学校に、SOS ミニレターというのを配布しています。これは、生徒、児童に一人ずつ渡しています。その SOS ミニレターというのは、子どもが家で虐待にあっているとか、学校でいじめにあっているとか、それから、毎日お母さんの世話をしないといけないからつらいとか、そういうふうな子どもの叫びみたいなのを書いてもらえるようなミニレターです。これは、切手も何もいりませんので、そのままリーフレットの紙を封筒にできるようになっています。子どもたちが、自分の悩んでいることを出せるように、子どもの SOS が出しやすいようにしています。

深刻な案件が学校から、子どもから挙がってきた場合は、直接、人権擁護委員なり、法務局の職員が学校に行って相談したりとかして、できれば、保護者と面談しながら、いい方向に行くように話しています。

そんなふうに SOS ミニレターというように、電話じゃちょっと抵抗があるなという子どもに対しては、そういうふうなレター形式のものを作って配布しています。

また、子どものことだけじゃなくて、法務局のほうでは、女性人権ホットラインというような人権相談もしています。先ほども出ていましたけれども、女性の自殺率が高くなっているということですので、この基本施策の4のところに、ぜひ、その法務局のほうでしているみんなの人権110番、子ども人権110番、女性人権ホットラインのそういう電話番号も相談するところがあるということも、あわせて周知していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

どうもありがとうございます。他の委員の皆様は、何かご質問、ご意見はございますか? はい、どうぞ。高田委員。お願いいたします。

高田委員

商工会議所の高田でございます。すいません。ちょっと子どもさんのお話が続いていた中で、違った視点での質問になるのですけれども。

今日、お見せいただいていた資料の中で、4ページ、5ページに、年齢別と自殺の理由というところで、いくつか表があるのですけれども、この中で、2つ質問したいことがございまして。

まず、4ページの中にございます、自殺原因というところで、この中で、たとえば、勤務問題というところがあるのですが、ここというのは、今、よく法律も施行されていますけれども、たとえば、いわゆるハラスメントというところが、主な理由として挙げられるところになるのかというところも、1つお伺いしたかった。

また、右側の5ページにございます、中でもたとえば、勤務問題4名というところがあるのですけれども。この4名の方、たとえば、年齢が若い方なのか、中堅なのかといったところのデータがあるとは思うのですけれども。もし、そういうデータもありましたら、若い方で働いているところでの原因というところと、中高年の方というところでは、やっぱりちょっと対策というのが変わってきたりするのかなというところもありますので、こういう年齢と理由というのを、クロスして、見させていただくことが、今後できるのかなというのを、ちょっと質問させていただきたいなと思います。

会 長

どうもありがとうございます。このあたり、担当部局いかが でしょうか。

事 務 局

事務局です。すみません。こちらのデータに関しましては、 国で統計を取ったあとに、こちらに来ているものになりまして、母数が小さい場合は、そこまでクロスが掛かったデータというのが降りてこない形になっています。特定できてしまう可能性があるのでということと。原因に関しましても、全部が、原因が判明しているものにはならないので、遺族の方等々から、お話をお伺いした上で、考えられるであろうというところ になります。ですので、恐らく、求めていただいている内容までお示しするのはちょっと難しいのかなということになります。

ただ、国とかのデータであれば、もう少し大きい母体になりますので、傾向を掴むというところであれば、わかるのかなと思います。ただ、今回は枚方市のデータで出させていただいていますので、ご希望に添えず、申し訳ありません。

会 長

どうもありがとうございます。他、どうでしょうか。どうぞ。 古満委員、お願いいたします。

古満委員

私は意見というか感想というか。重点施策の経済問題のところで、社協が今、行っていますコロナ特例のことなどがありましたので、私もちょっと、窓口の様子を最近見た感想なのですが。

最近、外国籍の方も多いなというのを感じていまして。ただ、 それが多いのか、どうしてもなかなか情報が伝わらないので、 誰かしている人がすると、それにお知り合いの方が伝えて、そ ういうことを知ってということで。そもそも多いのか、ちょっ とそういうたまたま知り合いがという、それで多いのかわから ないのですが。窓口で外国籍の方というのが、よく見かけるこ とが増えましたので、なかなかやっぱりそういう方に情報とい うのは届けにくいなというのが、ちょっと今感じているところ ですので、こういった今回の計画についても、そのへんも考え ていただけたらなというふうに感じています。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。 本当、活発なご意見いただきました。1つは、やっぱり生活 保護ですね。当然の権利として受け入れる。その啓発が大事な のではないかということですよね。そして、高齢者、特に女性 に関しましては、そういったホットラインを設ける、また、我 慢してらっしゃる人たちが、SOS を出しやすいようなそういっ た社会環境づくり。

また、子どもたちの問題に関しましては、スクールソーシャルワーカーさんに期待していくところだと思うのですが、そういったところの充実とか、先生方が大変だと思うのですけれども、子どもたちの様子を見聞きし、把握できるような状態を作っていく必要があるのではないかとか。あと、ヤングケアラー

ですね。実態はよくわかっておりませんが、子どもの時に、本来、自分のことだけやっていればいい子どもたちが、誰かを介護しなくてはいけないといった、こういったヤングケアラーの問題とか、いろんな問題を、皆様方に指摘していただきました。

勤労者に関しましては、ハラスメントの問題が、自殺の原因になっているのではないかというふうなご指摘もいただきました。また、このあたり、ぜひ、ご検討いただきまして、計画に反映していただければなというふうに思います。

続きまして、自殺対策に関する意識調査について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 事 務 局

それでは、自殺対策に関する意識調査について、ご説明いた します。資料③-1をご覧いただけますでしょうか。横長の資料になっております。

調査の概要についてですけれども。次の第2次自殺対策計画、計画期間といたしましては、令和6年度から10年度までの5年間を考えておりまして、策定作業といたしましては、その前年の令和5年度を中心にやっていこうというふうに考えております。その資料といたしまして、今年度、令和4年度におきまして、意識調査のほうを実施していきたいというふうに考えております。

平成 30 年度の第1期の自殺対策計画策定時にも同じような調査を実施しておりまして、これにつきましては、平成 28 年度に国が実施した調査内容を参考にして実施したという経過がございます。

この調査対象につきましてですけれども。この対象年齢につきましては、ちょっと変更を考えておりまして、以前の調査時につきましては、成人年齢が 20 歳ということだったので、20 歳以上の市民の方に、この意識調査を実施したのですけれども。民法の改正によりまして、18 歳以上に成人年齢が引き下げられたということがございますので、この意識調査の対象につきましても、18 歳以上ということで考えております。

それから、もう1点、変更事項といたしまして、調査方法でございますけれども、調査票の配布につきましては、やはり郵送という形でさせていただきたいのですが、回収方法といたしましては、返信用封筒で返していただくのと、あるいは、インターネットでも回答できるようにというふうに考えております。そのあたり、変更点として考えているところでございます。

次のページ、めくっていただいて、2ページが、前回の時の 調査の対象であるとか、調査方法を書いております。今、ご説 明したところが変わっている点でございます。

続きまして、3ページ、2の経年調査内容との比較についてということでございますけれども。平成30年度に枚方市が実施した調査につきましては、先ほど申し上げたように、平成28年度に国が実施した調査内容を参考にさせていただきました。同様に、令和3年度にも、国が自殺対策に関する意識調査を行っておりますので、その内容を参考に、今度、令和4年度、枚方市でも実施していきたいというふうに考えております。

令和3年度に国が実施した調査というのは、前回やった平成28年の調査と比べますと、問題数でいうと、9間増加しております。合わせて41間ということで。特徴といたしましては、新型コロナウイルスに関する質問項目が新設されて、6間増加しているというところがございます。それにつきまして、また、その28年度の国が実施した調査、30年度に枚方市が実施した調査、令和3年度に国が実施した調査というのを比較検討していきたいというふうに思っておりまして、そこの質問を、7つの分類に分けさせていただきました。

1つは回答者の属性ですね。それから、自殺対策の現状について。悩みやストレスに関することについて。自殺やうつに関する意識について。これについては、答えにくい場合は無回答でもけっこうですということにしております。それから、今後の自殺対策について。それからメディアについて。最後に新型コロナウイルス感染症についてと、これは丸々新設という形になろうかと思います。

次のページから、実際に比較の表を作成しておりますが、平成28年度に国が実施した調査でいうと、問題数が32、30年度、 枚方市実施した調査は、問題数、絞り込んで24にしております。先ほど申し上げた令和3年度の国実施の分は、問題数41になりまして、そのうち、回答者の属性に関する質問であるとか、自殺対策の現状に関する質問については、特に、質問項目については、変化は見られておりません。ただ、年齢の刻みが5歳刻になるなど、若干の変化はございますけれども、質問項目としては、大きな差異は見られないという現状になっております。

それから、次のページの③の悩みやストレスに関することに つきましては、平成28年、平成30年の調査にありました物質 的、金銭的支援をしてくれる人の有無という項目があったのですが、その部分のところ、項目については、令和3年度の国実施の調査では削除されているという変化がございます。

もう1つ、令和3年度、付け加えられたことといたしまして、 相談や助けを求めたりすることのためらいを感じる理由とい う、そういう項目が追加されているということが変化としてご ざいます。

続きまして、6ページ、④のところですね。自殺やうつに関する意識調査についてのところですけれども。ここにつきましては、先に説明させていただきますと、ここの項目が、自殺をしたという、まあまあ表現がございますけれども、枚方市調査においては、できるだけ「命を断った」という表現、使わせていただくようにしております。

あと、この④の質問につきましては、先ほども申し上げたように、答えにくい場合には無回答もかまわないということにさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、枚方市独自に設けた質問、追加質問もあるのですけれども、基本的には大きな差異はないですが、少し踏み込んだところが1つありまして、これまでに自殺未遂の経験がありますかという右下のところですね。これ、かなり踏み込んだ質問になっているかと思うのですが、このへんが、令和3年度の国実施では追加されているということになっております。

次のページでございますけれども。自殺やうつに関する意識調査についての意識についてのその2です。ここについては、令和3年度の国調査において、相談機関についての追加質問が2点ございます。右のところですね。身近な方、亡くした時に、相談機関とか支援を利用したかとかいうことと、その時知っていれば利用したかった支援内容はどれですかというのが、新設されているということでございます。

次の④のその3ですけれども。この中で言いますと、令和3年度の国調査で追加されているのが、うつ病の際に気づいた時に、窓口を勧めないというふうに回答した人に対して、その理由を尋ねる質問、少し踏み込んだところですかね。さらにもう1回、追加質問が追加されているところでございます。

それから、次の9ページですけれども。⑤今後の自殺対策についてということですが。この点については、平成28年度、平成30年度の調査においては、児童対策が自殺予防に関して学ぶ機会、あるいは学ぶ内容についての設問というのがあった

のですけれども、令和3年度については、削除されていると。 広く、子ども、若者向け、児童、生徒というよりは、子ども、 若者ということのくくりで、自殺対策として、どんなことが有 効であるかとか、そういう質問が追加されているということで ございます。

あとは、自殺対策に関する考え方です。感じ方についての設 問が削除されているという。そのあたりが少し変わっていると ころかと思います。

それから、⑥はメディアに関する質問ですけれども。この設問については、前回、枚方市のほうでは割愛させていただいていたところなので、丸々ちょっと抜けてはいるのですが、特にインターネットに関する質問が削除されている場合に、SNSとかを中心に、そのあたりの部分が追加されているということで、令和2年度から3年度にかけて、自殺者数が増加しているということですけれども。著名人の自殺に関する報道なんかの影響を受けて、自殺者数増加したのではないかという、そういう声もありましたので、そういう報道とかの影響を見るために、こういう項目が追加されたのではないかというふうに考えております。

最後、⑦が、最後のページ、新型コロナウイルス感染症についてということで、これは、丸々新設された項目でございます。 コロナの影響をどのように感じているかというところで、6 間、追加されているという状況でございます。

このような比較を行った上で、最終、意識調査の形に落とし込んだのが、③の2の自殺対策に関する意識調査の素案のほうでございます。かなり、ページ数多くて、大変ですが、変わっている点だけでも、さらっとご説明だけさせていただければと思います。

③の2の1ページ目ですけれども。最初のアンケート調査の全文のところ、自死遺族の会とかのご意見をいただいておりまして、自死を個人や家族の責任としないというようなニュアンスを入れていただけたらということがございましたので、その部分、網掛け、真ん中のところですね。全文の真ん中のところを追加させていただいております。

それから、次のページからアンケート調査票のほうになって おりますけれども、最初の属性とかについては、変更が特にご ざいませんが、問2番のところで、先ほど申し上げたように、 年齢記載のほうを、以前は10歳刻みでしたけれども、5歳刻 みでさせていただいているところです。

他のところで言いますと、少し追加があったところとかを網掛けさせていただいています。 5ページまで、ちょっと飛んでいただいて、問 10 というところの選択肢の 5番ですけれども、自殺する人は心が弱いというような、以前、そういう書き方をしていたのですが、ちょっとその表現がどうかというところで、辛い気持ちを持っているというふうに置き換えさせていただいているというところです。

それから、次の6ページですね。問12の2というところで、 丸々網掛けしているのですけれども、このあたりは、国の調査 を参考に追加したところです。同じくその右のページ、7ペー ジの9、12の3も同じでございます。

それから、一番問題になろうかというのは、問 13 のところですね。あなたはこれまでに自殺未遂の経験がありますかというところで、これが、ほぼ、国の調査の言い方としては、そのままなのですけれども、表現とかにつきましても、いろいろ議論の余地はあるかと思いますし、ここにも書かせていただいているように、国のとおりでは「いいえ」はい」という順番ですけれども、選択肢として、これで、順番としてもこれでいいのかどうかというところについては、議論の余地があろうかと思います。

それから、8ページにまいりまして、問 15 の1 というのが 一番下にありますけれども、これも国の調査を参考に追加した 部分でございます。

9ページにまいりまして、問17、真ん中より以下のところですね。メディアの接触頻度ということで、先ほど申し上げたように、報道機関に接する機会とかによって、どのような影響があるかというところを、追加させていただいているところが、9ページから10ページ、SNSの影響など、そのあたりが9ページから10ページ、11ページの真ん中、問19の1ぐらいまで、メディアに関する質問が続いております。

それから、11ページの下の問20からが追加になっている、新型コロナウイルス感染症の影響に関する質問となっておりまして、これが、基本的に20、21、22、23まで、12ページのところまで続いております。

13 ページの問 24 からは、子ども、若者に対する自殺予防の学ぶ機会ということで、少しこれも国の調査で変わっているところでございます。その中で、特に、今後、最後の問 26、今後

求められる自殺対策、どのようなものが有効かというところですけれども、この点につきましては、先ほど申し上げた自死遺族の会からもご意見いただいていまして、思春期の若者の心の問題をより知るために、周囲の人が学習するということが必要じゃないかという、そういう設問を入れてほしいというご希望はお聞きしているところでございます。その結果、網掛け15番のところを追加させていただいているということでございます。

14 ページの問 27、ここも、子ども、若者の自殺対策がどのようなものが有効かというところの設問になっております。

本編としては以上ですが、改めて、最後に1枚ものを付けております。自殺と自死という言葉の使い分けです。枚方市のほうでも、一応、指針を設けて使い分けしておりますが、やはり、自殺、自死という言葉によって、どのようなイメージを持っているのか、どのような使い分けが適切なのかということを検討する上で、このような設問というのも追加することを検討しておるところでございます。

それから、その裏面ですね。最後、間Cのところですけれども、これも特に自死遺族の会の方からご意見いただいているところで、身近なところで、自死された方がおられたら、その家族の方にどのように接しますかという、そういう設問となっております。そのあたり、追加の仕方でありますとか、書き方とか、それも含めて、また、ご検討いただけたらと思っております。

非常に内容、多岐にわたっている中、駆け足で申し訳ないで すけれども、説明としては以上でございます。よろしくお願い いたします。

会 長

どうもありがとうございました。自殺対策に関する意識調査についてですが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。まず、問 13 の「自殺未遂の経験がありますか」は、順番が「いいえ」か「はい」かという。国は、「いいえ」はい」になっている。意図は何ですかね。普通、「はい いいえ」ですよね。

事 務 局

事務局です、ここだけ、設問、逆になっておりまして。一旦、 素案ですので、言葉もそのまま載せさせていただいている状態 です。あと、3番の「答えたくない」というのは、ちょっと事 務局のほうで足させていただいていて。二択しかないのもどうなのかなということで、文言もどうかと思いつつ、答えたくないという意思表示をしていただく余地もあってもいいのではないかなと思って、一応、13番はこのような設定にしておる状態にはなります。

会 長

では、このあたり、ご意見ないでしょうか。このままでいい。 やっぱり、「はい いいえ」にするで、どうでしょう。何か意 図があるのでしょうか、国として。何かきついということです かね。

副会長

何か敢えて逆にするのも、ちょっと変な気がするから、普通に「はいいいえ」でいいかなと、私は思います。

会 長

他の委員、どうでしょう。皆様方。他のご意見ないでしょう か。

この際、あれですよね。「はい」でいいと思われる方、「はいいいえ」でいいと思われる方、どのぐらいいらっしゃる?

ほとんどが「はい いいえ」でいいですかね。じゃあ、「はい いいえ」で。と、「答えたくない」は入れていいですよね。はい、じゃあ、「はい いいえ 答えたくない」ということでよろしくお願いいたします。

他、どうでしょう。何か。他の質問、もっと付け加えたほうがいいのではないかとか。ご意見ありますでしょうか。

やはり、悩めるところはあれですね。これ、付録と言ったらあれですが、問A、問B、自殺という言葉に対してどのようなイメージを持ちますかとか、自死という言葉に対してどのようなイメージを持ちますか。これ、自死遺族の皆様方のご要望というか、質問に入れてほしいということですけれども。

やっぱり、自由記述だとどうでしょう。これ、集計が大変で すよね。

事 務 局

何度もすみません。事務局です。確かに、先生おっしゃるように、自由記述になりますと、どのような言葉が出てくるのかの想像もつかないところがありますが、逆に、選択肢を設定するにしても、すごく迷ってしまうと申しますか。恣意性というか、操作性というところも出てきてしまうのかなと思って。まず、どのように考えていけばいいのかなというあたりのご意見

とかもいただけますと、非常にありがたいなという趣旨を持っ ておるところになります。 会 長 委員の皆様方、どうでしょう。「自殺」と「自死」という言 葉のイメージ、どのように捉えていらっしゃるのでしょう。 この設問を設ける意図ですけれども。あれですかね。「自殺」 副 会 長 という用語を使うのがいいのか、「自死」という用語を使うの がいいのか、そういう観点からの質問ということですか。 事 事務局です。要望としていただいた時に伺っている言葉とし 務 局 ては、「自殺」という言葉、法律用語というふうに解釈されて いるのですが、それに対して、あなたはどのようなイメージを 持ちますかというのが趣旨です。やっぱり、「自殺」という言 葉にいい感情をお持ちではないところになりますので。でも一 方で、「自殺」という言葉が、法律上はその言葉を使用してい るということもありますので、使用している状況と心情のとこ ろの乖離の中で、こういう質問をしてみてほしいと、聞いてい ただきたいというご要望があって、させていただいたというと ころになります。 このお話を伺った時に、「自殺」という言葉と「自死」とい う言葉というのが、対で出てきましたので、一旦、案として挙 げさせていただいているというところにはなるのですが。 ちょっとなかなか難しいですけど、「自殺」と「自死」とど 長 副 会 ちらの言葉のほうがより適切かという観点であれば、それぞれ の言葉のイメージを聞かれても、ちょっとなかなか逆に答えに くいのかなと思って。両者を比較して、どのように印象が違う のかという聞き方のほうが、また、選択肢とかも用意しながら、 答えやすくなるような気がちょっとしました。 会 長 はい、どうぞ。

> 今、ここで質問することではないかもしれないですけれど も、先ほどの「自殺」と「自死」の言葉の違いについて、たと えば、自ら死を選ぶというところでは、「自殺」だと割と自発 的に積極的なイメージがあります。たとえば、大きな病気が発 覚して、もう生きる気力を失って、治療を拒むというような、

高 田 委 員

ちょっと緩やかに死を選ぶというようなイメージを「自死」に 持った。個人的にはちょっとこの2つの言葉には持ちました。 特段、何かそういう、行政さんとしては、具体的なイメージ はなく、とりあえず質問としたということですかね。

会 長

「自殺」と「自死」だと。

高 田 委 員

たとえば、自死というのは、いわゆる病気なんかが発覚して、本来だったら、治療を受けて社会復帰しようかなと思うのが普通ですけど、そういうことが発覚した時点で、生きる、たとえば気力を失って、もう、治療を受けなくなると。それで、たとえば、病気で亡くなってしまったというのは、本来、自殺としてはたぶん、カウントはされない気がしますが、そういうカウントされずに、実際は、そういう生きる気力を失って、死を選ばれたみたいなイメージを、ちょっと個人的には持ったところがあって。何か、積極的、ちょっと言葉の選択肢、悪いかもしれませんけど、積極的に選んだか、そうでないか、というような。何かこう、ちょっとイメージを持ったということですけど。何かそういう具体的に何かそういうのがあるわけではない。

会 長

自死遺族の皆さん方は、やっぱり「自殺」という言葉はすごくきついということ、おっしゃいます。自分で自分を殺すのではなくて、自殺の背後にいろんな精神疾患とかあって、それで死に至るので、これは「自死」という言葉のほうがいいのではないかということをかねがねおっしゃっていまして。恐らくそれで、できれば、自死遺族の方々の思いで言うと、「自殺」という言葉をなくしたいと。そこまで思ってらっしゃるかわかりませんけれども、何かちょっとそういう思いがあるように思います。

高 田 委 員

勉強になりました。

竹内委員

すいません。「自死」という言葉は、あまり一般の人たちが 知らない。私もふきのとうさんが来られて、お話聞いた時に、 私たちは「自殺」じゃなく「自死」って言ってほしいとおっし ゃっていたのです。それは、遺族さんの言葉として、あっ、な るほど、と納得したのですけれども。それが、一般のアンケー トする人たちに、「自死」という言葉を、このアンケートで初

めて知ったという人も出てくると思います。 だから、この自殺と自死という、このAとBと分けないで、 1つにして、自殺と自死との違いって、ご存知ですかとか何か。 「自死」という言葉を知らない人たちには、このBのところ、 すごく、このまま単独で来られたら、書きにくいのではないか と思います。 会 長 そうでしょうね。知らない方は多い。「自死」という言葉ね。 それを考えると、まず「知っていますか」というようなことか ら聞かなきゃいけない。また、選択肢を置いた場合、どうなる のでしょうか。何かかえって偏見が出るような選択肢になるよ うなことはないのですか。 事務局です。それもすごく懸念をしておる材料の1つにはな 事 務 局 ります。今、委員の方からもご意見をいただいているように、 言葉の比較であるとか、確かに、私も今、「自死」という言葉 を知らない方も多くおられるであろうということもあります ので。そのご意見も含みながら、ちょっと。そもそもの質問の 形態を、もう少し変更していくようなイメージを、今、持って おるところになるかなと思います。 この件、どうしましょう。検討、事務局で検討するというこ 会 長 とでよろしいですか? 事 はい。今、いただきました意見を参考に、ちょっともう少し 務 局 事務局のほうで検討させていただきたいと思います。ご意見、 ありがとうございます。

問Cの、これはどうしましょう?自死された方がおられましたら、その家族の方にどう接するか。その質問についてはどうしましょう。

すいません。今のちょっとその前に、自死遺族の方からのAとBをどういうふうに含めるかということですが。この質問について、意図は?ということの疑問もあったと思いますし、この計画にどういうふうな反映をさせるかといった意味での項目になるのか、審議会で、これを、やはりもちろん配慮していただくのは必要ですけれども、項目として必要かというような

会

事

務

長

局

ご意見を、まず、いただきたいなというふうに思います。 슾 長 所長がおっしゃるように、計画にどのように役に立つかです よね。こういう質問入れるべきかどうかというところから、ま ず、議論していく必要があるかと思いますが、このあたりでご 意見ございませんでしょうか。 このあたり、出ないようでしたら、何か、一言ずつでも、入 れるべきかどうかというところで、ご意見いただけますでしょ うか。 失礼します。個人的な感想にはなりますが、法律の用語とし 登 委 員 て、「自殺」という言葉はあるので、アンケートでも使ってい らっしゃると思うので、枚方市として、どういう表現、どうい う時にはどういう表現をしますというメッセージが伝われば いいのかなと思います。 私は、もし、自分がアンケートで問われた時に、何をどう答 えていいのかもわからないなというイメージを持ちましたの で、質問自体、するべきなのかな。どういうメッセージが返っ てくるのかちょっとわからないので、質問しなくてもいいので はないかなというふうに感想は持ちました。 それと併せて、この間Cも聞く必要がありますね。間Cも含 会 長 めて、ちょっとご意見いただけますか。 はい。問Cについては、中に似たようなアンケートがあるよ 委 登 員 うな気がして。設問として作られた方は、別の意図で持ってら っしゃるかもしれないのですが。ちょっと見た感じ、違いが伝 わりにくいかなと思うところもあります。 問Cについては、選択肢を出した上で、その他の自由記述の 欄もあれば、書けるかなというふうなイメージを持ちました。 会 長 ありがとうございます。お願いします。 高 田 委 員 先ほどもお話したように、「自殺」か「自死」というところ では、やはり、私も「自死」という言葉、今日、初めて認識し

たのですが、なかなか受取手の印象というのは、千差万別で、 これを確認したところで、その自殺対策というところに生かせ るかどうかというのが、もう少しちょっと明確である必要があ るのかなといったところです。

特に自死にするとハードルが下がるということは、逆に対策 という点では、ちょっと違う方向に行ってしまうのではないか というところも、少し検討すべきかと思います。

Cについてなんですけれども、質問内容的にどう聞くかというところもあるのですが、正直言いますと、接したいかどうかと言うと、皆さん、やはり、接したい方ってそんなにおられなくて、接し方がわからないとか、正直、もうそういう方に接することができないとかというちょっと否定的ではありますが、そういう選択肢も入れておいたほうがいいのかなというふうな気はしました。以上です。

会 長

AとBは入れなくて、Cは入れたほうがいいというご意見で すね。

高 田 委 員

Cは入れたほうがいいかなと思いますが。

会 長

選択肢を入れて。

高 田 委 員

そうですね。なかなかそういう方と接するのが難しいという ふうに思っている方っていうのが、数を占めるような気もする といいますか、そういうのは今後の対策としては持っておいて もいいのかなと思いました。

会 長

ありがとうございます。ご意見いただけますでしょうか。

古 満 委 員

すいません。私も、ちょっと判断が付かないのですが。ただ、このAとBについては、私も、もしアンケートが来たら、ちょっと答えづらいので、空白のままで返してしまうのかなという気がします。Cも、自由記述にすると、それを書いたものと受け止め方がちょっと違ってきたりして、正確な思いを受け止められるのかなというふうな疑問もあるので、やっぱり何か選択肢なり、相手の書いたものを、受け取る側も、ちゃんと受け止められるような形の内容にしたほうがいいのかなというふうに思います。

会 長

A、Bはなしで。

古満委員 そうです。どちらかと言うと、なしで。 会 長 Cは選択肢を入れてというふうに。 古 満 委 員 何かわかりやすいものを。抽象的なことを書かれると、余計、 受け止めるのが難しいのかなと思いますので。 会 はい、ありがとうございます。竹内委員、お願いします。 長 竹内委員 素案の最初のアンケート調査協力のお願いの網線が掛かっ ているところは、「自死を個人や家族の責任とならず」、その上 には「自殺に追い込まれることなく」とあります。これ「自死」 という言葉を知らない人は、えっ?これ、印刷間違いでは?と なりかねない。ここでもう「自殺」や「自死」という言葉が出 ているので、それをまた、訳のわからないまま、アンケート答 えて、最後に自殺ってどういう意味ですか、自死はどういう意 味ですかと聞いても、ピンとこないのではないかなと思いま す。 遺族の人の気持ちもわかりますが、アンケートですから、一 般の人たちがわかってできる形のほうがいいので、「自死」と いう言葉よりも「自殺」でもいいかな。最後のこのAとBのア ンケートはもういらなくて、最後は、選択肢ぐらいでいいかな と思います。 竹内委員、いただいたのは、まず、この表紙のところから、 長 会 「自死」が入っているのはおかしいのではないかということ。 ここ、どうしましょう。 ご意見、ありがとうございます。事務局です。こちらも含め 事 務 局 て、再検討いたします。ご意見ありがとうございます。 会 長 はい、ありがとうございます。それでは、福間委員からお願 いいたします。 福間委員 はい。私もこの1ページの、今、本当におっしゃったこと、 一緒です。ここで付け加えた文章ですけど、「自死」というの がもう載っていること自体が、何かもう決まっているのかな、

というような形で、ちょっとおかしいのではないかなと思いま

した。

それと、A、Bは、なしで私もいいと思います。法律上で「自殺」という言葉は謳っているのですから、それはご遺族の方々がいろんなご意見があろうと思います。いろんな過程で、意見を聞くというのは大切なことですけど、そのたびに何かを考えるなり、変えるなりしていたら、何事もちょっと難しい内容になってくるのではないかなと思いますので、やはり、自殺対策基本法の上で謳っている言葉でいけばいいんじゃないかなと思います。ちょっときついかもしれませんけどね。そういう場面って、多々出てくると思います。だから、揺らぐのではないですが、その人たちの気持ちを考えて、言葉を変えていかないけないということはあると思います。一部の文言を変えていって、柔くなって、相手さんのお気持ちも汲み取っていくという文章は大切かもしれませんが、これに関しては「自殺」でいいかなと思います。

会 長

問Cはどうでしょう。問Cですね。

福間委員

皆さんと一緒です。

会 長

皆さんと一緒で。選択肢、入れてということですね。森委員、 お願いいたします。

森 委 員

意識調査で、具体的にどのような方針を決めて、対策を行っていくかということが、もちろん、重要だと。そうなると、自殺と自死というイメージも大事ですが、そこよりもやっぱりどんな対策を講じるかというほうが重要でないかなと。ですから、「自殺」という形で統一したほうがわかりやすいかなと思います。

問Cにつきましては、非常に、これ、繊細な質問でございますので、やっぱり、正解のない部分もありますし、変な話、これ聞いたからといって、実際に、それぞれのいろんなケースに役立つかというとどうか、というふうに思いますので、私は選択肢付けるか、もしくは、もうこの質問はなしでもいいかなと思っています。

会 長

ありがとうございます。千原委員、どうでしょう。

千 原 委 員

はい。まず、問A、問Bについては、私の考えとしては、もうなくてもいいのかなと思っております。聞く以上は、何かしら、反映させる必要があるのかなと思うのですけれども、枚方市としても、方針が決まっておられるのであれば、その方針を変えるとかという意図があるのであれば、それを聞いてもいいのかなと思いますが、今ある方針のままでいくということであれば、聞く必要はないかなと思っております。

間Cについては、難しいところかなと思いますが、聞くのであれば選択肢を付けつつ、自由記述というような形で。

会 長

選択肢と自由記述も入れる?

千 原 委 員

その他で何か意見を書けるような形がいいかなというふう には思います。

会 長

はい、ありがとうございます。上羽委員、お願いいたします。

上羽委員

自殺、自死の考え方を、もし、市民の人にお知らせするのであれば、この下の文章だけ出せば、それでいいと思うので。枚方市の考え方はこうですということだけで。アンケートは、もう、その前段の分だけで、あとはいらないと思います。やるのであれば、別にまた、機会を設けて。これが9月までにというのは時間的にもタイトになると思いますので。やるのであれば、また別の機会にもう1回仕切り直してやるのがいいかと。

会 長

問Cにつきましてはどうでしょう。

上羽委員

問Cも含めて、もう、今回は。

会 長

今回、いらない。問Cもいらないということです。はい。じゃあ、小久保委員、お願いします。

副会長

すいません。ちょっと大勢が決まってきている感じの中で言いにくいですけど。

最初の自殺、自死については、これは、ここの方針と書いているところは、一応、今のところ枚方市ではこういう形でやっていこうと思っているということなのですね。

けっこう、用語って大事で、そういう概念を表す時に、どう

いう表現するのかっていうのは、だんだん移り変わっていく面もあります。今、たぶん、そういう過渡期という面もあるので、このままの質問では答えにくいと思うのですが。たとえばですが、「自死」という言葉を知っていますかとか、あるいは、このどちらの用語を使うのが適当だと思いますか、「自殺」を使う、「自死」を使う、あるいは場合によって使い分けるとか。何かそういう答えやすい質問にして、枚方市としてはこういう方針でやっていこうと思っているということを、アンケートに答える市民の方に理解していただくきっかけにするみたいな、そういう位置づけであれば、ちょっと形を変えて残してもいいのかなという気もしました。

会 長

問Cにつきましてはどうでしょうか。

副会長

問Cは、適切な選択肢が作れるのであれば、選択肢を付けて、 残してもいいと思うのですけど。

会 長

これを入れることによって、自死された方の知り合いが、適切な対応の仕方というのを示せるようになればいいのですが、それができるのでしょうか、この質問で。そこが課題じゃないかなと思います。

副会長

そうですよね。

会 長

だから、この計画に、それが反映できるかですよね。間Cが。 あまりよろしくないような対応が出てきて。我々も何が正しい かわからないところない。

事 務 局

事務局です。何回もすいません。そうですね。恐らくご要望というか、お気持ちを聞かせていただいた時に、やっぱり「自死」という言葉をより知っていただきたいというのが、元々の根底にあるとは思います。それは、今回だけではなくて、これまでの話をしてきている中での意思として、そういうお気持ちは汲んでいるところではあるのですが。

でも、皆様おっしゃるように、今回のアンケートというのは、 対策をどう進めていくかというところのものになりますので、 啓発、周知をまた別に考えないといけないのではないのかなと も思います。ご意見いただいた中で、事務局として、その大き な意見も含めながらの、小久保先生からいただいた意見も勘案 させていただいて、問い方ですね。前文の部分と、問い方と、 改めてちょっと再度検討して、次の審議会の時にお示しさせて いただこうと思います。

会 長

じゃあ、その他、事務局に任せるということで。一応、A、Bはいらないというご意見もありましたし、それから、知っているかどうか、どちらがいい印象受けるかぐらいは聞いてもいいのではないかとか、選択Cにつきましては、それも事務局預かりでいいですかね。これ、結局、どのような質問をするか、また、それが本当に、この計画に役立てることができるのかというところが大きな問題だと思いますので。

事 務 局

はい。国の質問に、今年、自死遺族関連の問題が、ちょっと 出てきていまして、恐らくそれを反映させて、さらに、という ご質問の意図があったのかなとも思うのですが、その国の設問 も確認をしつつ、国が設問を設定した意図と、ご要望いただい た意図というところが、兼ね合いもあると思いますので。再検 討させていただきます。ご意見、ありがとうございます。

会 長

どうも。そういうことで、他にどうでしょう。ご意見ないでしょうか。

もうそろそろ時間なので、この件につきまして、終わらせて いきたいと思いますけれども。とりあえず、今、いただきまし た課題につきまして、事務局のほうで再検討していただきまし て、次の審議会で、また提案していただければなというふうに 思います。

それでは、続きまして、今後の、案件 5、今後のスケジュールについて、事務局から説明お願いいたします。

事 務 局

それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。 資料の④をご覧ください。この自殺対策に関する意識調査につきましては、今回と次回の審議会でご審議いただきまして、9 月の自殺予防週間に合わせて、市民にアンケートを発送できればというふうに考えております。結果につきましては、何とか年度内に、概ねとりまとめさせていただいて、次年度には報告をさせていただけたらというふうに思っております。

来年度につきましては、現時点では、裏面になりますけれど

も、偶数月の6、8、10、12 月を予定しております。12 月にご答申いただいて、1 月にパブリックコメント、それから、庁内での会議や議会の報告を経まして、最終的に、年度末に計画の形でまとめられればいいなというふうに考えております。

今のところ、現段階ではそのような予定ではございますけれども、いかんせん、いろいろな事情もありますので、変更もあり得るかなというふうに考えておりますが、ご了承いただけたら非常にありがたいでございます。

次回の第2回の審議会ですけれども、会長からもいただいたように、この意識調査の内容も固めていければというふうに思っております。今回のいただいたご意見と、また、関係各課、あるいは事務局、再考した部分、まとめて提示させていただいて、ご確認をお願いしたいと思っております。ちょっとリアルでの会議ができるかどうか、状況を見ながら、またご連絡させていただければなというふうに思っております。以上でございます。

会 長

どうもありがとうございます。今後のスケジュールについて、何かご質問、ないでしょうか。

時間が押しましたので、すいません。最後、事務局からその 他の件についてお願いいたします。

事 務 局

次回の審議会、一応、現時点では、8月2日に予定しておりますけれども、書面であるとか、ウェブであるとかの会議も、 視野に入れて、ちょっと考えていきたいと思っております。

今後の計画のご意見、ご質問、また、時間が足りない部分も あったかと思いますので、また、事務局に、メール、FAX等で ご連絡いただければと思っております。よろしくお願いいたし ます。以上です。

会 長

意見につきましては、ご記憶の新しいうちに、確認していただきまして、ご意見いただければというふうに考えております。よろしいでしょうか。

本日の審議会でいただきました意見を、副会長、事務局とと もに調整、整理させていただきまして、次回、資料を作成いた しますのでよろしくお願いいたします。

追加のご意見、ございませんでしょうかね。では、本当にちょっと時間を押してしまいまして、申し訳ございませんでし

た。	本日は、	ご苦労さまでした。	ありがとうございました。